

平成 31 年 1 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 31 年 1 月 28 日 (月) 開会 17 時 00 分
閉会 17 時 54 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克 教育委員 (教育長職務代理者)
高橋 護 教育委員
小野 和枝 教育委員
山本 隆正 教育委員
議事録署名委員 山本 隆正 教育委員

教育庁 稲尾 隆 教育参事
高橋 修司 教育次長兼社会教育課長
月輪 利生 教育政策課長
姫野 悟 学校教育課長
花木 敏寿 スポーツ健康課長
藤田 一樹 教育政策課参事
亀川 義徳 学校教育課参事兼総合教育センター所長
利光 聡典 社会教育課参事
塩地 美千代 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事
加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐
志賀 貴代美 教育政策課課長補佐兼指導主事

傍聴人 0名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 平成 31 年度「別府市教育行政基本方針」について【議第 55 号】
※継続審議分 ※非公開
第3 別府市立学校運営協議会規則の一部改正について【議第 1 号】

その他 (1) 市営体育施設利用料について
(2) 平成 30 年度卒業 (園) 式・平成 31 年度入学 (園) 式の出席 (案) について
(3) 2 月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより平成 31 年 1 月定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第 1、議事録署名委員について、本日は山本委員さんをお願いいたします。

本日の議案のうち、議事日程第 2、議第 55 号 平成 31 年度「別府市教育行政基本方針」について（継続審議分）は、別府市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により非公開とすることを提案いたします。

お諮りいたします。議第 55 号を非公開とすることに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。出席者の 3 分の 2 以上でございますので、これを非公開といたします。また、これにつきましては審査順序を入れ替え、最後に審議を行います。

◎ 別府市立学校運営協議会規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第 3、議第 1 号 別府市立学校運営協議会規則の一部改正についてでございます。この件につきまして、説明をお願いいたします。

教育政策課参事 別府市立学校運営協議会規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求めるものでございます。

改正の理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、全ての公立学校について学校運営協議会の設置が努力義務とされたこと等に伴い、規則を改めようとするものであります。

5 ページからの「別府市立学校運営協議会規則 一部改正新旧対照表」をご覧ください。まず 5 ページの第 2 条でございます。改正案では、新たに「保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進」を加えております。次に第 3 条についてであります。改正案では「学校ごとに学校運営協議会を設置するもの」となっております。また、小中一貫教育を施したり教育委員会が 2 校以上の学校が運営に関し相互に密接な連携を図る必要を認めたりした場合には、当該校に一つの協議会を置くことができる、とするものであります。その場合、教育委員会が、当該協議会の運営や必要な支援に関して協議する対象学校を明示すること、

となっております。なお、第3条以降の表記については、現行の「指定学校」から改定案の「対象学校」と変更しております。

次に6ページの第4条をご覧ください。協議会の委員に関しまして、改正案では新たに「(3)対象学校の運営に資する活動を行う者」を付け加えております。同じく新設する項目といたしまして、「校長は委員の候補者を推薦することができること」と「教育委員会は、校長から申出があった場合は、委員の任命について校長から意見を聴取すること」の2つが追加されております。

次に9ページの学校運営に関する評価についてであります。第13条をご覧ください。協議会の活動状況等を地域住民に積極的に情報提供をすることに関して、現行の「努めるものとする」から改正案では「努めなければならない」に変更しております。続いて、第14条については、教育委員会は協議会の運営に関して、的確な把握のもと必要な指導・助言を行うことや、対象学校に対して適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする、という内容となっております。次に第15条の指定の取消しに関して、全ての公立学校について学校運営協議会の設置が努力義務とされましたので、改正案では削除しております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま議第1号についての説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

高橋委員 この運営協議会の委員の選任について、現行はどうなっているのでしょうか。

教育政策課参事 現行は、第4条にありますように「次に掲げる者のうちから、指定学校の校長が推薦し、教育委員会が任命する」ということで、通学区域内の住民、在籍する児童又は生徒の保護者、校長及び教職員、学識経験者、それ以外に教育委員会が必要と認める者、というふうになっております。

高橋委員 ということは、今は校長先生がその学校にいらっしゃったときに、どういう方々に委員になっていただくかということ、校長先生のほうが選任される、そして教育委員会のほうに推薦されると。そして教育委員会はそれを認可していくというふうな流れですね。校長先生が選任されるということについては、新しい改正案も変わらないということでしょうか。

教育政策課参事 その項目は、改正案では特に明示されてはおらずに、教育委員会が任命する、とだけありますが、第2項で、校長は委員の候補者を推薦することができるというふうに残っております。

高橋委員 その2項目をこういう文言で条文として挙げられたということは、教育委員会が先に任命するとありますので、ちょっと理解するのに難しいところがあるような感じがするんですね。先に学校長が推薦して、それを

教育委員会のほうに報告していただいて、教育委員会が許可をしていくというか任命していく、というふうな流れなら分かるんだけど、逆の順番になっているような感じがするから、まず真っ先に教育委員会に挙げなきゃいけない、でもその挙げる委員の皆さん方のことは教育委員会は全く分からないんですよ。だからどうしても現場の学校長さんに掌握していただかないといけない、そこから選任していただかないといけない、というところが文言でははっきり伝わってこないような感じがするんですが、いかがでしょうかね。

教育政策課参事 私も昨年度まで学校現場にいた者として、実際は委員のおっしゃるとおり、校長の推薦、それを教育委員会が任命するという形は、改正後も実際の運用に関しては変わらないかなという認識はしております。

教育政策課長 旧の第4条では、校長自らの推薦という形になっておりましたので、そういうことも含めてその部分は少し柔らかい表現で、基本的には教育委員会が任命するんですけど、その背景には学校現場の校長が推薦をすることができるという含みを持たせて、実際はそういった運用になろうかと思いますが。

寺岡教育長 その他よろしいでしょうか。

福島委員 改正理由のところに、体制の充実及び運営の改善とありますけど、具体的に何か改善しなければならない理由があるんですか。

寺岡教育長 4ページの改正の理由のところでございますが。

教育政策課参事 一番は、やはり全ての公立学校に学校運営協議会を置くものとする、明記したこと、そうなったことが一番の理由でございます。

福島委員 他にはないんですか。

教育政策課参事 学校運営協議会の委員につきまして、第4条で挙げております「対象学校の運営に資する活動を行う者」と加えておりますように、こういう立場の方が実際入らないと、学校運営協議会が円滑に運営できないという点がありまして、この点を加えたという目的であります。

福島委員 反対するつもりはないんですけども、今までどおりでもいいような感じがしないでもないなと感じたので、何か意図があるのかなと。

教育参事 今回、国による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴って我々も対応しているということです。実際このコミュニティ・スクールは、全国的に見ると、まだ導入している学校が1割を超えたくらいです。それで大分県の中でも特に別府市は、そういった意味では先進地ということで取り組んできているんですけども、今後は全ての自治体の教

育委員会がコミュニティ・スクールを導入しなければならないということに一番重きを置いた改正です。それに伴って、文言等を実態に即して整備したという形になりますので、確かに何かが大きく変わっているということではなくて、一番の目的は努力義務、要するに全ての自治体が導入するというふうに法が改正されたということになります。

山本委員 私はよく分からないところが多いんですけども、別府市ではこの学校運営協議会というのが設置されている学校がどのくらいの割合あるのかということと、実際どのくらいの頻度で開かれていて、どういう内容が協議され、決定されているのかということをお教えください。

教育政策課参事 設置に関しましては、別府市では公立の小・中学校全校に設置されております。会議等につきましては、年に6回開催されております。内容については、お手元にお配りしております「地域の子どもは地域で育てます」という資料をご覧ください。コミュニティ・スクール、学校運営協議会の内容、それから具体的な活動内容といったところを併記しておりますのでご覧になっていただければと思うんですが、一番は学校と保護者、これは当たり前なんですが、それに地域の皆さんがともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を目指すというのが大前提にあります。学校運営協議会では、委員さんから学校の運営の基本方針を承認していただいたり、様々な教育活動の報告を会議のたびにいたしますので、それについていろんなご意見をいただいたりしながら、より良い学校運営を校長を中心に行っていくというようなものであります。さらに、学校のいろいろな諸課題につきましても学校運営協議会の中で議論をいたしまして、解決に向けてより良い方策を見出していくというような目的もございます。

小野委員 平成27年度から、と資料に書いているんですが、運営協議会というのは27年から始まったわけですか。

教育政策課参事 この規則が作られましたのは、平成27年の1月29日付けでございます。

小野委員 協議会ができたのも27年の1月からなんですか。

教育政策課参事 27年に作りまして、実際の運用は28年の4月からでございます。

高橋委員 今、小学校も中学校も1学校にひとつの運営協議会ということなんですけどね、これから先を考えて、少子化ということもあるんですが、1中学校に2小学校とかいうような、今よりも広い地域での運営協議会が設置される可能性もあるわけですよね、これから先ね。そのことを考えますと、第3条でそういうところをクリアしていただいているなどということでは、改正案というのは評価できると思うんですけど、実際の運用として、委員の選任というのが一番大事なところになっているような現状

があるということなので、最初の学校長の選任の方法というところもある程度、こういうお立場の方というのもあるんですけども、もう少し学校長さんにアドバイスができるような教育委員会であってほしいなということもありますので、その辺は報告の中に含めながら施行していただいたらいいかなと。委員の選任が一番大変じゃないかなと思いますので。

福島委員 そのときにですね、PTA会長と協議会の会長というのはどういうふう
に順序付けするんですか。

教育政策課参事 特には。学校運営協議会の中にPTA会長さんはほぼ入っておりますけれども。

高橋委員 今、ほとんどの学校でPTA会長さんは委員に入ってもらっちゃるんじゃないかな。

教育政策課参事 全ては把握していないんですが、おそらく。

教育参事 コミュニティ・スクールの目的そのものが、学校の教育目標を保護者や地域の人と共有することなので、やはり構成要員としては入る形が望ましいと。

福島委員 社会教育委員というのも入られているんですか。

教育次長兼社会教育課長 入っている場合が少ないですかね。

教育参事 そこが今後の課題で、この市報の記事の中にも、地域ボランティアの協力とか具体的な活動内容がありますけど、今後、学校教育と社会教育の一体化の取組が今後の課題としてあるということです。

福島委員 この新しい改正案の学校運営協議会が上に立って、PTAも社会教育委員も一緒にやるという。

教育参事 今年度は、社会教育委員がコミュニティ・スクールを視察に行く取組を初めて行いましたので、そこの一体的な取組が必要になると思います。

福島委員 2つを一体的にするのが、今度の運営協議会の改正案になるんですか。であれば非常にいいかなという気もするけど。

寺岡教育長 学校運営協議会が学校の企画運営を、校長の方針に基づいて一緒にやるという。
確認です。第13条でございます。協議会活動の情報提供及び住民参画の促進等について、「努めるものとする」から「努めなければならない」になったんですね。これは「ねばならない」ですから、しないとイケないんですね。

教育政策課参事 はい、そうですね。義務です。改正案では「ねばならない」に変わっていますけど、実際のところは、もう全ての学校で情報提供はきちんとしておりますので、ご理解ください。

高橋委員 もう1点。例えばこの運営協議会で当該校長さんが委員の皆さん方に、うちの学校は、どうも数学が弱いんだ、それに対応できる数学の教員もいない。この運営協議会でそういうようなことが議決というか採択されて、そのことを教育委員会に要望に来る可能性だってあるわけですよね。そういうことも運営協議会というのはやってもいいわけですか。

教育政策課参事 人事に関しては、校内の学校運営協議会の中でそのような意見を具申するという分はありますが、実際の人事権等は当然ありませんので、それは、校長が学校運営協議会の中での委員さんの意見を参考にしながら、また次年度の人事の中で反映していくと。

福島委員 人事に限るから今みたいな問題が出るんですけど、人事に限らなくて、もう少し英語が充実するようにしてくれませんかという、それぐらいの関与までは。

教育政策課参事 それは学校長が学習の課題等今おっしゃったように学校運営協議会の中で提示して、それについて議論して、教育委員会に対してもこのような要望をしたらいんじゃないだろうかというような議決をされましたら、それを受けてまた学校長が、教育委員会に対してそういうような要望するというような流れは当然あるかと思います。

高橋委員 それも結構だということですか。

教育政策課参事 はい。

寺岡教育長 当初国のほうは人事権もこの中に入れていたんですけど、別府市は人事権については校長先生の裁量でということで、直接教育委員会に言うことはできないんですね。今、教育委員さんが言われたように、英語の力とか、学力調査の結果が悪いから頑張ってくださいということは、当然要望としては学校のほうに言えると。

福島委員 だからそういう言葉が欲しいんですよね。関与。委員についても教育委員会が関与する、学力指導についても教育委員会が関与する、みたいな言葉があるとね。

教育政策課長補佐 この法の改正の趣旨としては、国が、委員の任命については学校任せにしないで教育委員会が責任を持ちなさいという趣旨がひとつあります。その中で教育委員会が設置して任命すると。ただ別府市のやり方として、学校が一番運営しやすいような形の委員を選んでほしいというところで、

推薦もできるというふうにしています。

寺岡教育長 その他はよろしいですか。
他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第1号は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようですので、議第1号は議決することに決定いたしました。

◎ その他（1）

寺岡教育長 次にその他（1）市営体育施設利用料についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

スポーツ健康課長 11 ページをお願いいたします。現在改修工事を行っています野口原陸上競技場トラック走路が、3月15日に完成予定となっております。競技場のトラックが新装となるにあたり、利用料の改定を計画しているところでございます。県内各地の利用料を参考に、下段の利用料変更（案）のとおり、改定をしようとするものでございます。なお、改定に伴う関係条例の一部改正につきましては、2月の定例教育委員会で提案する予定であります。以上です。

寺岡教育長 ただいま説明がございましたが、何かご質疑等ございませんでしょうか。

福島委員 64円とか書いているけど、4円を取るんですか。

スポーツ健康課長 条例の中で、10円未満は切り捨てるということになっております。ですので、64円であれば60円です。

福島委員 では前と同じになるんですか。

スポーツ健康課長 一番上が別府市の現状で、一番下に（案）ということで、108円で100円、54円で50円です。

福島委員 そういう意味ですね。すみません、読み違えていました。要するに100円になるということですね。

寺岡教育長 一番下の（案）のところでございます。個人利用と専用利用、金額が倍以上になってはいますが、いかがでしょうか。小中学生は10円が50円になるということですね。

スポーツ健康課長 はい、そうです。

福島委員 消費税の改定があったときは、110円になるんですか。

スポーツ健康課長 本年10月に消費税10%に改定が予定されております。その際につきましては、この施設のみならず、スポーツ健康課は他にも体育施設を持っております。別府市全体としてもいろんな施設を持っておりますので、その際は一緒に改正を行うようになっております。

寺岡教育長 よろしゅうございますか。その他はございませんか。では以上で質疑を終わります。

◎ その他（2）

【概要】 ※教育政策課長より、平成30年度卒業（園）式・平成31年度入学（園）式の出席（案）について、日程及び出席者の説明があった。

◎ その他（3）

【概要】 ※平成31年2月定例教育委員会の開催日程について、平成31年2月25日（月）17：00より開催することが決まった。

◎ 平成31年度「別府市教育行政基本方針」について

寺岡教育長 ここからは非公開の議案となりますので、傍聴及び報道の方は申し訳ございませんがご退席をお願いいたします。

※関係職員以外退席

寺岡教育長 それでは議事日程第2、議第55号 平成31年度「別府市教育基本方針」について（継続審議分）でございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 閉会

寺岡教育長 以上を持ちまして、平成 31 年 1 月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

-
- ・ 発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。